

○安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱

令和元年6月10日安平町告示第13号

改正

令和4年3月31日告示第37号

安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、定住化の促進に伴う人口増加が町の活性化を図るために重要な施策であることにかんがみ、町営分譲宅地において町が指定した区画に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条に定める住宅を建設する建設業者に対して予算の範囲内で助成措置を講ずることにより、環境負荷を軽減した次世代に住み継げる住宅の建設を促進し、3世代にわたり使用できる優良住宅建設による定住人口の安定化に資するための事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、長期優良住宅とは長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅をいい、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- （1）北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱において認定を受けた住宅であること。
- （2）建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準に適合するものであること。
- （3）町が定める住宅建築協定に遵守するものであること。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、町営分譲宅地において町が指定した区画に長期優良住宅を建設する建設業者であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- （1）建設業法（昭和24年法律第100号）の建設業であり、建築工事業の許可を有していること。
- （2）公租公課に滞納がないこと。
- （3）助成金の一部又は全部を建築主が負担する建築費用にあてること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1軒につき次のとおりとする。

分譲宅地名	助成金額	備考
町営若草団地	3,300,000円	指定された区画1に対し住宅1軒までとする。
ラ・ラ・タウン・おいわけ	2,500,000円	
アイリスタウン		

（助成金の事前申請）

第5条 助成金の助成を受けようとする者は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築物に係る建築の確認の申請書を提出する前に、あらかじめ、安平町長期優良住宅建設助成金事前申請書（以下「事前申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（助成金の内示決定）

第6条 町長は、前条の規定により事前申請書の提出があったときは、その内容について審査し、助成金を交付する要件に該当すると認めるときは、安平町長期優良住宅建設助成金内示決定通知書（以下「内示決定通知書」という。）を申請者へ通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 前条の規定により内示決定通知書を受けた者（以下「内示決定者」という。）は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築に係る確認済証及び長期優良住宅認定通知書を受けた場合には、長期優良住宅の建設工事に着手する前に、安平町長期優良住宅建設助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に当該確認済証及び長期優良住宅認定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に該当しているかどうか等について審査し、助成金を交付する要件に該当すると認めるときは、交付申請書を提出した事前決定者に安平町長期優良住宅建設助成金交付決定通知書を通ずるものとする。

- （1）第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていること。
- （2）当該交付申請書の内容が第5条の規定により提出された事前申請書の内容から大幅な変更が生じていないこと。

（決定内容の変更）

第9条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、決定内容変更申請書に理由を付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

（決定内容の変更承認）

第10条 町長は、前条の規定により決定内容変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、当該変更を認めるときは、決定内容変更申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受け、建設住宅の登記が完了した場合には、長期優良住宅建設工事に係る事業の完了後30日以内又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに、安平町長期優良住宅建設助成金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1）建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

- (2) 建設住宅における登記簿謄本の写し
  - (3) 建物に関する平面図等の書類
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- (助成額の確定及び通知)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容について審査し、及び長期優良住宅の現場検査を行い、助成が適当と認めるときは、助成額を確定し、実績報告書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により助成額の確定通知を受けた交付決定者は、確定を受けた助成額に係る交付請求書を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 町長は、交付決定者から助成金の交付請求書の提出があったときは、速やかに当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 交付決定者は、交付された助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又はこの条例に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月10日から施行する。

附 則(令和4年3月31日安平町告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この要綱による改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

安平町長期優良住宅建設助成金事前申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、助成金の内示決定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建設分譲区画	1 町営若草団地 2 ラ・ラ・タウン・おいわけ 3 アイリスタウン	区画No,
2 分譲宅地申込者	住 所 氏 名 連 絡 先	
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
4 建設業許可番号	許可 第 号	
5 建設予定月日	着手日	年月日 完了日 年月日
6 住宅の延床面積等 (予定面積)	延床面積 m <sup>2</sup> 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup>	
7 建設予定金額	円	
8 助成金充当予定額	円	

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 納税証明書
- (2) 確約書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係るもの)
- (3) その他町長が必要と認める書類

申請者の担当者氏名及び連絡先

住 所	
所属部署	
氏 名	
電話番号	

第 号  
年 月 日

様

安平町長 印

安平町長期優良住宅建設助成金内示決定通知書

年 月 日付で提出がありました安平町長期優良住宅建設助成金事前申請書について、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

内 定 の 可 否	内示決定 ・ 不 承 認			
1 事前申請氏名等	住 所 会社名 代表者名			
1 建設分譲区画	1 町営若草団地 2 ラ・ラ・タウン・おいわけ 3 アイリスタウン	区画No,		
2 分譲宅地申込者	住 所 氏 名 連 絡 先			
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
4 建設予定月日	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
5 住宅の延床面積等 (予定面積)	延床面積 m <sup>2</sup> 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup>			
6 助成金内示金額	円			

安平町長期優良住宅建設助成金交付申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、助成金の交付決定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建設分譲区画	1 町営若草団地 2 ラ・ラ・タウン・おいわけ 3 アイリスタウン	区画No,
2 分譲宅地申込者	住 所 氏 名 連 絡 先	
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
4 建設業許可番号	許可 第 号	
5 建設予定月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日	
6 住宅の延床面積等 (予定面積)	延床面積 m <sup>2</sup> 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup>	
7 建設予定金額	円	
8 助成金充当予定額	円	

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築に係る確認済証の写し
- (2) 長期優良住宅認定通知書の写し
- (3) 建設工事請負契約書の写し
- (4) 事前申請書からの変更がある場合は、変更点の分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

安平町長 印

安平町長期優良住宅建設助成金交付決定通知書

年 月 日付で提出がありました安平町長期優良住宅建設助成金交付申請書について、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付決定額 円
2. 注意事項
  - 1) 決定内容に係る内容を変更しようとするときは、様式第5号決定内容変更申請書により町長に承認を得ること。
  - 2) 事業完了時には、速やかに様式第6号安平町長期優良住宅建設助成金実績報告書を提出すること。

決定内容変更申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、決定内容の変更について、次のとおり申請しますので、承認願います。

記

1. 変更理由
2. 変更内容
3. その他 変更内容による詳細が分かる書類の添付

第 号  
年 月 日

様

安平町長

印

決定内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付申請のありました決定内容変更申請書について、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

記

決定区分	承認・不承認
変更後決定内容	
不承認の理由	

安平町長期優良住宅建設助成金実績報告書

年 月 日

安平町長 様

住所

氏名

電話

年 月 日付第 号より交付決定を受けた安平町長期優良住宅建設助成金事業について事業が完了したので、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、次のとおり報告します。

記

1 住宅建設の所在地	
2 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 事業完了年月日	年 月 日
4 住宅の延床面積等	延床面積 $m^2$ 1階 $m^2$ 2階 $m^2$
5 助成金充当額	円

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建設住宅における登記簿謄本の写し
- (3) 建物に関する平面図等の書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

安平町長 印

### 助成金額確定通知書

年 月 日付で提出がありました安平町長期優良住宅建設助成金実績報告書について、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

1. 助成金確定額 円

#### 2. 留意事項

- ①助成金額確定通知を受けた交付決定者は、速やかに安平町長期優良住宅建設助成金交付請求書を提出してください。
- ②当該助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- ③次のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 建築基準法又はこの要綱に違反したとき。

安平町長期優良住宅建設助成金交付請求書

安平町長 様

年 月 日

住所

請求者 氏名

電話

年 月 日付第 号で助成金額確定通知を受けた安平町長期優良住宅助成金について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 助成金請求額
2. 住宅建設住所
3. 振込先等

金融機関名	銀行	支店
フリガナ 口座名義		
預金種目	普通・当座	
口座番号		

※口座名義は、申請された建設会社名と同一にしてください。

第 号  
年 月 日

様

安平町長 印

安平町長期優良住宅建設助成金返還命令書

年 月 日付第 号で交付の決定をした助成金について、安平町長期優良住宅建設助成金交付要綱の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

助成対象となった住宅の住所	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
助 成 金 交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 額	金 円
返 還 額	金 円
返 還 金 の 支 払 期 限	上記返還額を別紙の納付書により、 年 月 日までに返還してください。